

平成 24 年第 1 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（3 月 6 日）

大野誠一郎

通告により一般質問を行います。

通告の内容は、1、ごみの有料化について、2、魅力ある商業環境の創出について、3、権利擁護と成年後見制度について、4、こころの病についてであります。

最初に、ごみの有料化についてでございます。

ごみの有料化、ごみの減量化につきましては、昨年の 6 月議会より継続して取り上げております。昨年の 12 月議会では、当市の最上位計画として、ふるさと龍ヶ崎戦略プランが議案として上程され、可決いたしました。その中で重点戦略 3、「まちの活性化と知名度アップ」、まちづくり宣言 9、環境先進都市を目指したまちづくりを進めますと宣言され、実践に向けての考え方として、1、低炭素社会の実現、2、ごみ減量化の推進、3、自然環境の保全となっております。

また、今後、平成 28 年度までの 5 年間の取り組みの主要事業として、バイオマス利用の拡大、生ごみ減量の推進、地域リサイクル事業の充実、クリーンプロジェクト等が上げられ、数値目標として市民 1 人が 1 日に出す家庭系ごみの量、平成 22 年度実績の 649 グラムを平成 28 年度、550 グラムを目標値とし、ごみの資源化率を同じく平成 22 年度実績 16.1%から 22%に引き上げようとするものです。

ふるさと龍ヶ崎戦略プランの初年度に当たります平成 24 年度における減量についての政策と、その目標・抱負について中山市長にお伺いしたいと思います。

中山一生市長

大野誠一郎議員のご質問にお答えをいたします。

ふるさと龍ヶ崎戦略プランの目標値を踏まえた来年度のごみ減量政策についてのご質問でございます。

本プランでは、まちづくり宣言の一つとして、市民、事業者、行政が協力し合い、低炭素社会・循環型社会構築のために積極的に取り組むことによって、「環境先進都市・龍ヶ崎」を実現させることを基本目標として掲げさせていただいたのは、今、議員ご指摘のとおりでございます。そして、この基本目標の実現に向けました平成 24 年度の具体的な主要事業の内容をアクションプランに掲載させていただいております。

そのうち、ごみの減量に絞って申し上げさせていただきますと、今、ご指摘いただいたところですが、バイオディーゼル燃料利用の拡大、生ごみの段ボール堆肥化、サンデーリサイクル事業の実施の 3 事業であり、これらの事業は、これまでもごみ処理基本計画に基づいて、「リサイクルの推進」と「市民意識の醸成」という 2 本の柱を中心に展開してきたところでもございます。その様々な事業のうちの一つでございます。

ごみ減量についての目標・抱負というご質問でございますが、ごみの減量に向けましては、先ほど申し上げましたが、「市民、事業者、行政が協力」「積極的に取り組む」という視点が重要であると考えているところでございます。それぞれの主体が、それぞれの役割のもとに、ごみ減量に向けた心がけを常に持ち続けることが肝要であると考えております。

そのような中で、現在、家庭系ごみの有料化という一つの施策を契機といたしまして、その要否もあるとは思いますが、低炭素社会・循環型社会構築のためには、この議論は避けて通ることができないという認識のもと、今、その議論が活発に行われているという状況も踏まえて、市全体として一層のごみ減量意識の向上につながってほしいなというふうに考えているところでございます。

大野誠一郎

ただいまの中山市長のお話、いわゆる答弁ですと、特別、平成 24 年度における施策は余りないのかなというような気がいたします。当然戦略プランに掲げております、先ほど申しましたバイオマス利用の拡大、それから、生ごみ減量の推進等々につきまして推進していくということでございますけれども、そういった中の具体的な内容についてお尋ねをしたわけでございます。

続きまして質問いたしますが、この本プランの数値目標の達成、先ほど数字的な目標をお話ししましたが、これを 5 力年間の期間で達成するというお話でございます。また、ごみの有料化するしないにかかわらず、この数値目標は達成したいというのが、これまでの質問に対しての答弁であると、そんなふうに認識しておるわけでございますが、初年度

の平成 24 年度はどのくらいの数値目標に設定しているのかお尋ねしたいと思います。

木村茂都市環境部長

平成 24 年度における減量・資源化の数値目標ということでございます。

本プランにおきましては、平成 28 年度までに市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を 550 グラム、ごみ資源化率を 22%にすることを目標として掲げております。この目標数値につきましては、ごみ処理基本計画にも位置づけまして、現在、その数値目標の達成に向けまして、先ほど市長も申しましたように、「リサイクルの推進」と「市民意識の醸成」の 2 本柱を中心とした各種施策に取り組んでいるところでございます。

近年これらの取り組みにより、ごみの量は着実にその成果として減少してまいっておりますが、数値目標の達成には至っていない、こういった状況でございます。

ごみの減量につきましては、一朝一夕に実現できるものではなくて、効果的な施策や事業を選択肢ながら、根気強く取り組んでいかなければならないものと考えております。

したがって、単年度ごとに目標を設定していくということではなくて、中長期的な視点での数値目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

大野誠一郎

数値目標には至っていないと、そしてまた、単年度ごとに数値目標はできるものではないというような答弁かと思えます。

平成 20 年 12 月に策定しました、ごみ処理基本計画がでございます。この中で 1 人 1 日当たりの排出量を平成 22 年度までに約 1,000 グラム、27 年度までに約 950 グラムを達成すると、そしてまた、総資源化率、これを平成 22 年度までに 20%以上、27 年度までに 22%以上にしますと、こんなふうに書かれているわけでございます。この数字をかみ砕けば、先ほどの 1 人 1 日当たりの家庭系のごみは、平成 19 年度実績値は 681 グラム、平成 22 年度には 600 グラムにするという削減目標でございました。資源物に関しましては、平成 19 年度実績値の 164 グラムを平成 22 年度には 200 グラムとして、平成 19 年度比に 22%にしていきたいと、こんなわけでございましたけれども、平成 22 年度の結果は、家庭系ごみとして 1 人 1 日当たり排出量の家庭系ごみは 600 グラムの目標値に届かず 649 グラムでございます。その達成しない目標値 649 グラムをベースにして、先ほどの龍ヶ崎戦略プランはベースとして始まり、それを 28 年度に 550 グラムということにしているわけでございます。ごみ処理基本計画としては、27 年度に 550 グラムにするという内容でございました。当然このごみ処理基本計画は減量審議会にも諮問をし、答申をしたものでございます。この 27 年度の目標値が 28 年度の目標値になった、その理由を教えてくださいたいと思います。

木村茂都市環境部長

ごみ処理基本計画、平成 27 年目標 550 グラム、そして、ふるさと龍ヶ崎戦略プラン、平成 28 年度目標 550 グラム、この家庭系ごみ排出の目標についてでございます。

この 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出の目標値 550 グラム、これにつきましては、指定ごみ袋制度が導入され、現在の家庭系ごみの収集体制が本格化した中で、最もごみ量が少なかった平成 10 年度の 562 グラムを目指していこうということで設定したところでございます。

平成 22 年度につきましては目標値 600 グラム、これに対しまして、先ほど大野議員もおっしゃいましたように 649 グラムの実績ということで、49 グラムの乖離があったわけでございます。かなり大きな乖離だということで、こちらも認識いたしております。

このごみ減量への取り組み方につきましては、目標値の設定も現状に沿ったものであるべきであると考えまして、また一方では、この目標値はあくまでも通過点であるということで、目標達成に新たにふるさと戦略プランで 550 グラム、できればそれ以下を目指したいということで設定いたしましたところでございます。

以上でございます。

大野誠一郎

私は質問の趣旨に沿って質問しておるわけでございます。ヒアリングをして、答弁は私たちは事前には知られておりませんし、その答弁に沿って、また質問をするということ自体は私は何ら問題ないと思います。

550 グラムということでございます。先ほど木村部長が自ら申しましたとおり、平成 22 年度は 600 の目標が 649 グラムで、目標としては大変乖離があったということを認めております。その乖離があった目標を、つまり 649 グラムをベースにして 550 グラムを設定したということでございます。

そして、先ほど、では、初年度からの減量政策どうなんですかと、あるいは 5 年間の数値目標を単年度にしたらどうなるんですかと、こういう質問をすれば、余り対策はない、数値目標には至っていないと。

先ほどの平成 22 年度に向けての対策についても、ごみ処理基本計画では、それなりの対策を出して、その政策を実行した結果、目標には至らないと。にもかかわらず、この新しいふるさと龍ヶ崎戦略プランの数値目標の初年度に何ら際立った対策をしないで、本当に減量ができるのでしょうか。もっと効果的な生ごみ減量施策、あるいは資源化施策を実施していくことが必要ではないかというふうに常日頃思っているわけでございます。

この効果的な生ごみ減量施策、資源化施策について、何かいい方法がないものかどうかお尋ねしたいと思います。

木村茂都市環境部長

ごみ減量・資源化施策についてでございます。

まず、今年度のごみ減量化への対応でございますが、りゅうほーでの特集や、ごみダイエットキャラバンなどの機会を通じた生ごみの水切り・ひとしぼりの周知啓発、段ボール箱による生ごみ堆肥化講習会の開催など、家庭での自家処理を基本とした取り組みを実施してまいりました。

特に、段ボール箱による生ごみ堆肥化につきましては、講習会に参加し、取り組んだ方へのアンケート調査で「毎日、楽しみながら取り組むことができた」といったご意見をいただくとともに、半数以上の方が「今後も取り組んでいきたい」との回答が寄せられるなど、一定の効果が確認されたことから、来年度も引き続き開催してまいりたいと考えております。

一方、行政が主体となり家庭の生ごみを分別収集し、堆肥化などをするにつきましては、これまでもご答弁させていただいておりますが、生ごみを燃やすごみといたしまして、無料で排出できるというような現状におきましては、分別やにおいの対応など、各家庭での新たな手間、負担が生じることへのご協力を得ることは容易ではないばかりか、回収や処理、施設整備などに係る費用などの課題があり、慎重に検討していかなければならないものと考えております。

しかしながら、生ごみ対策はごみ減量のポイントであることは十分認識しておりますので、自家処理にゆだねるばかりではなくて、先進事例などを参考にしながら、市として効果的な取り組みを研究してまいりたいと考えております。

また、資源化の推進の対応では、これまでの資源化施策に加え、家庭で不要となった家具やソファなどの再利用を推進するための粗大ごみリユース事業の実施、レアメタルが含まれるデジタルカメラなどの小型家電品の資源化の検討など、新たに取り組んでまいりたいと考えております。

大野誠一郎

ただいま部長の答弁がありました、生ごみ減量施策について、自家処理、あるいは昨年から実施している段ボールによる生ごみの堆肥化等が答弁されましたけれども、一定の効果があったということでございます。何かこう具体的な表現はできないのでしょうか。一定の効果では、どのくらいの効果があったのかちょっと私わかりません。昨年も質問したところ、100 キット、大体段ボールの生ごみの処理は 100 キットぐらいが出ておりますというお話かと思えます。あるいはまた段ボールですから、ひそかに全然表に表れない形でやっているかと思うんですけども、一定の効果があるということでございますので、それを少し具体的にお願いしたいと思えます。

木村茂都市環境部長

段ボール箱によるごみ堆肥化、これの一定の効果についてということでございます。

先ほども申し上げましたように、このごみの減量化につきましては、様々な取り組みが必要であると考えております。そういったことから平成 23 年度においては、この段ボール箱による生ごみの堆肥化につきまして希望を募って、賛同していただいた方に取り組んでいただいたところでございます。

そういったことで数字的な減量効果、これについては各参加された方に、その後、毎日どの程度の減量にしたかという

ものをつけていただいておりますが、現在その持ち合わせがございませんで、数字的にはお答えできませんが、ただ、全体的に、数字ということではなくて、そういう減量思想、この向上型というふうに考えております。

大野誠一郎

この段ボール箱が始まる前は、電気機器類の生ごみの減量化が予算化されて実施されていたわけです。それを事業仕分けにより、一言で言えば費用対効果が疑問であるというようなことで指摘されたのではないかと私は考えております。そして、その機器類の生ごみ堆肥化の助成金が廃止され、今度はお金がかからないという意味でしょうけれども、そういった意味での段ボールの生ごみ堆肥化を去年から推進しているわけです。当然のことながら、数字的な一定の効果を考えなければ、事業仕分けの指摘された反省が全然なされていないと思うわけです。じゃ、電気機器類にかわる何かをやればいいということだけではないんじゃないかというふうに考えます。そういった意味では、何ら効果的な生ごみ減量施策もされていないと、そんなように思うわけです。

次に、廃棄物減量等推進審議会に家庭系ごみ有料化の制度設計を諮問しております。この中で市としての制度設計が案として示されておられません。これはある意味、市では白紙ですが、制度設計は白紙でございますが、減量審議会でどうぞ制度設計を立ててくださいと、先進自治体の参考事例を見ながら立ててくださいということでございますが、副案としての市としての制度設計はあるのかどうか、それをお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

家庭系ごみ有料化、ただいま廃棄物減量等推進審議会に諮問しております内容でございますけれども、制度設計について市としての案は示さないのかということでございますけれども、家庭系ごみ有料化につきましては、これまでも何回も申し上げてきているところでございますが、市民に新たなご負担を求めるという大きな点がございます。特に制度設計の中で最も議論となると思われるのが、ご負担いただく額、すなわち手数料の水準になろうかと考えております。この手数料の水準は、既に家庭系ごみ有料化を導入されています自治体の傾向を見ますと、ごみの収集処理に要する費用の一定割合、近隣自治体との均衡、市民の受容性などを考慮して決められていると考えております。

手数料の水準に限らず、この家庭系ごみ有料化の導入に当たっては、市民の受容性、納得度とでも言うんでしょうかが最も重要な視点であると私も考えているところでございます。

そのような中で、全国的な傾向や当市のごみの収集・処理に要する費用などを考慮しました市としての制度設計の案を策定し、お示しすることはできることではございますが、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、ご審議をお願いするに当たって、やはり予断を与えることで議論の妨げになるようなことがあってはならないということも考えて、まずは全国的な傾向、様々な資料などをお示しするに今現在とはどまっているところであります。決して審議会に任せっきりにしているということとは考えておりませんが、審議会のほうでも様々なお立場から、また、様々な視点から活発な審議が行われているところでもございます。厳しいご意見、ご提案をいただいていることもご承知のとおりかと思います。特に市民、生活者のお立場から多くのご発言をいただいているところであり、審議を行う上で大変貴重なものとなっているところでございます。

その中で、2月20日に開催をいたしました審議会では、やはり家庭系ごみの有料化を実施した場合、手数料を幾らに設定した場合、ごみ処理行政、ひいては環境行政はどのように変わっていくのか、その道筋、市としての制度設計の案を示してほしいとの意見があったことも事実でございます。

したがって、今後の審議に当たりましては、全国的な傾向など、一定の条件のもとにはなりますが、先ほど申し上げましたが、お示しをしている情報の一つとしてある程度一定の市としての考え方をまとめ、お示ししていくことも必要ではないかと考えておりますので、この点も審議会の皆さんとお話し合いを進めていく中で検討してまいりたいと考えております。

大野誠一郎

廃棄物減量等推進審議会に資料として配付しました「家庭系ごみ有料化主な先進自治体の状況」、こういったものを配付して、それを参考に審議会で制度設計をしてくださいというのが諮問かと思えます。

その中で、先ほどお尋ねしましたのは、市の案を提示し、そしてまた、参考事例を配付するというのが私は筋なのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお尋ねしたわけでございます。当然白紙で諮問するという方法もないわけで

はないでしょうけれども、審議会の皆さん方も大変責任の重い仕事だなというふうに感じます。

さて、先ほどの「家庭系ごみ有料化主な先進自治体の状況」の資料でございますけれども、私も見ました。そういった手数料から、使い道から、いろいろな制度設計に関する各自治体の例が記されておりますけれども、各自治体にはそれぞれの背景があるわけでございますし、そしてまた、その有料化を実施した後、どのように減量につながっていったのか、あるいはリバウンドするものもあるでしょうし、そういった形のものまでも示さないと、なかなか単なるこういう事例がございますという形では参考にならないんじゃないか、あるいは判断基準にならないんじゃないかと思っておりますけれども、この資料について、市としてはどういう形でもって先進自治体として選んで、その参考資料としたのかをお伺いしたいと思います。

木村茂都市環境部長

廃棄物減量等推進審議会に配付しました資料、先進自治体とした 10 市の関連でございます。

資料での家庭系ごみ有料化先進自治体とは、早くからごみ有料化を導入し、継続的にごみ減量・資源化効果等の実績を上げている自治体との前提のもとにお示ししたところでございます。

なお、具体的な制度設計を議論するに当たり、当市と他の自治体との規模が違い過ぎますと、参考になりがたいということもありますので、当市とほぼ同じ人口規模 10 万人程度の 7 市のほか、全国的に手数料水準が最も高い北海道帯広市、さらには、茨城県内で導入しております人口規模が最も多い水戸市と当市と人口規模が同程度の笠間市を抽出してお示したところでございます。

さらに、この先進 10 市の家庭系ごみ有料化導入前と導入後の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量と資源化率の推移が把握できる資料も別に配付しておりますので、それぞれの都市での家庭系ごみの有料化の制度設計による成果や状況は把握できるものと考えております。ですから、そういった各都市の施策の減量効果、そういったものについても、ある程度別に配付した資料でわかるようになっております。

大野誠一郎

この減量審議会に配付されました「家庭系ごみ有料化主な先進自治体の状況」の先進自治体に電話をしまして、いろいろお尋ねいたしました。そうしましたところ、この資料として配付されている数字がなかなか聞き出せないんです。市としましては、この資料はその各自治体個別にお尋ねをしたり、あるいは資料をいただいたりして集めたものなのかをちょっとお伺いしたいと思います。

木村茂都市環境部長

当市が示しました先進自治体 10 市関連のデータの関連でございますが、このデータにつきましては、国のほうで示していただいたデータをもとに、こちらで一覧にしまして作成したものでございます。

大野誠一郎

国が出したデータということでございますけれども、国もたくさんの自治体のものをいろいろな形で一覧表にした関係で、なかなか国で示した数字と各自治体が生じた数字、思いには違いがあったんじゃないかと思って考えております。なぜなら、それは実際先ほどお話ししましたような、先進自治体の状況の数字を直接電話で聞きますと、「それはどこから数字が出ているんですか」と聞かれるわけなんです、こちらで。というのは、数字が大変違っているわけですね。1 人 1 日当たりの云々と言っても、ごみの量と言っても、各市町村のとらえ方が違うと。ごみの総量を書いてしまったり、家庭系だけを書いてしまったりと、そんなことがあるんじゃないかと思えます。

ぜひとも推進審議会に唯一の資料を配付しているわけですから、実情に合った、現状に合った、こういった先進自治体の状況を調査し、配付するべきではないかと思って考えておりますが、いかがでしょうか。

木村茂都市環境部長

廃棄物減量等推進審議会への配付した資料に関してでございますが、このデータにつきましては、先ほど申しましたように国で集計したもの、こちらを参考といいますか、それをもって集計させていただいております。ただ、大野議員がおっしゃるようにお電話で直接その担当の人間とお話しして、その数値がストレートに担当のほうで出てくるということも

限りません。ですから、今後この数字等につきましても再度精査をさせていただきながら、減量等推進審議会のほうにお示ししていければと、このように考えております。

大野誠一郎

私が電話で問い合わせして数字がわからなかったというのは、何も即その場で答えられなかったということではないんです。それで答えられないものですから、じゃ、現在の例えば平成 23 年度、あるいは 22 年度のそういった資料を送っていただきたい、あるいは私が言うような形の数字を示していただきたいと、その結果がやはり数字も違っているし、それを整理するのが大変なくらい各自治体のそういう基礎資料は違うんです。そういったことを指摘しまして、次に移りたいと思います。

数値目標にある市民 1 人が 1 日に出すごみ量の指標について、仮にベース値の 649 グラムから目標値の 550 グラムまでの約 100 グラム減った場合、どの程度の財政負担及び環境負荷の軽減になるのかをお尋ねしたいと思います。

この件につきましても、これまで、ごみ有料化の一つの大きな理由として財政負担、あるいは環境負荷が軽減になると、そういう大きな理由を説明されておりますので、何回かお尋ねいたしましたが、計算はできないと、つまりごみ有料化をした場合、どれだけの減量ができるかわからない時点で計算はできないと、そういう答えでございました。しかしながら、このふるさと龍ヶ崎戦略プランでは 100 グラム減らすという目標がございます。この 100 グラム減らした場合、どの程度の財政負担及び環境負荷の軽減になるのかをお尋ねしたいと思います。

木村茂都市環境部長

まずはじめに、財政負担の軽減についてでございます。

これまでお答弁させていただいておりますが、ごみの排出抑制・減量効果から、ごみの収集及び処理すべき量が削減され、収集運搬費の低減及びごみ処理施設の管理運営に係るコストの抑制効果が期待されているところでございます。

仮に、先ほど来、議員がおっしゃっているように、市民 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量が、数値目標のベース値であります 649 グラムから目標値の 550 グラムまでの約 100 グラム削減されたとして算出いたしますと、現状のごみ収集体制に基づきます平成 23 年度のごみ収集運搬経費からは、1,700 万円程度の経費が抑制されることになります。また、龍ヶ崎地方塵芥処理組合の分担金、すなわち、ごみ処理施設「クリーンプラザ・龍」に搬入されるごみ量の実績割から算出いたします本市の施設運営費分担金につきましても、同じく 1,700 万円程度の経費が抑制されることとなります。

次に、環境負荷の軽減、いわゆる二酸化炭素の排出削減量についてでございます。

二酸化炭素の排出量を求めるに当たりましては、環境省策定の「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」に基づき算定いたしております。このガイドラインでは、光合成により大気中から吸収いたしました二酸化炭素に由来する植物、いわゆる生ごみや紙くず等は、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロとなるカーボンニュートラル、こういった考え方がありますことから、これらの廃棄物を除くプラスチックごみのみを算定の対象といたしまして、プラスチックごみを焼却する際に排出される二酸化炭素の排出量を試算いたしております。

家庭から排出されますプラスチックごみの排出量を算出いたしますと、平成 22 年度の家庭系の燃やすごみ排出量は 1 万 7,783 トン、また、ごみ組成調査でのプラスチックごみの割合は 19.2%でございますので、約 3,414 トンがプラスチックごみとなります。この数値に排出係数を乗じ、二酸化炭素の排出量を算出いたします。そうしますと約 9,457 トンになります。ここから財政負担の軽減同様、仮に市民 1 人 1 日当たり約 100 グラムのごみ量が削減されたものと算出いたしますと、約 8,011 トンの二酸化炭素が排出されることになり、約 1,500 トンの二酸化炭素の排出量が削減されることとなります。

なお、ただいま申し上げました財政負担及び環境負荷の軽減につきましての試算でございますが、どちらも理論上の試算でございますので、ごみの組成割合などの諸条件が現状と同じであると、こういった前提のもとに行ったものでございます。

大野誠一郎

無理を承知で計算してもらったわけでございますけれども、なぜそういうことをお話しするかといいますと、このごみ処理基本計画、平成 18 年度に 1 人 1 日当たりの家庭系ごみは 703 グラムであったわけでございます。それが平成 22 年度には 649 グラム、差し引けば 54 グラム減ったわけでございますね。先ほど私は目標値には到達していないのではな

いかということをおっしゃるけれども、目標値には達していないものの54グラムは減量しているわけですので、平成18年から22年度にかけてでございます。

そして、先ほど部長から答弁がありました、塵芥処理組合等々の負担金が安くなるというようなお話でございましたけれども、平成18年に塵芥処理組合の負担金は5億4,335万でしたが、平成22年には6億2,300万です。約8,000万上がりました。そして、23年には6億400万ということでございますので、いずれにしても、6,000万から7,000万ぐらいは負担金が上がっているわけですので。また、ごみ収集運搬経費に関しましても、平成18年は1億3,988万、平成22年には1億4,790万でございます。平成23年度に当たっては1億4,844万と、ともにどちらも上がっているわけでございます。ただ単純に塵芥処理組合の場合は上がっているということも、6,000万、7,000万上がっているということも、ただ単純には言えないかと思えますね。これについては、いろいろ処理組合の中のいろいろな計算するものもございますから、あるわけでございますけれども、ごみ減量をして、それがそのまま反映される、財政負担の軽減にならないということは当然わかるかと思えます。

しかしながら、計算上1,700万が出てきたわけですから、そういった財政負担の軽減をなされるよう努力していただきたいと思っております。

続きまして、魅力ある商業環境の創出についてお尋ねいたします。

やはりふるさと龍ヶ崎戦略プランの中で、元気を生み出す活力ある産業が育つまちづくりを進めますということでもって、実践に向けての考え方として、魅力ある商業環境の創出ということがございます。「各市街地の特性や課題に応じた地域商業の充実」に努める、こういうことになっておりますが、これは具体的にどういうことであり、そしてまた、今後5年間でどういう形にしていけるのかをお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

「各市街地の特性や課題に応じた地域商業の充実」について、まずご説明をさせていただきます。

龍ヶ崎市は、皆さんもご承知のとおりでございますが、大きな市街地が四つございます。いわゆる旧市内地区を中心とした龍ヶ崎地区、佐貫駅周辺の佐貫地区、市の北西部台地にある北竜台地区、そして、市内で最も新しい開発となっております龍ヶ岡地区でございます。

これらの市街地は、それぞれに成り立ちや環境醸成、そしてそれによって、その場で暮らす方々たちの生活スタイルも特徴的に発展してきたところでございます。

龍ヶ崎地区における特徴といたしましては、古くから歴史のある街、高校や大学など、学校が多く立地され、学生がたくさん学ぶ街でもあり、にぎわいの復活が期待されている街と言えます。

佐貫地区の特徴といたしましては、龍ヶ崎の鉄道及び国道面における市の玄関口として、多くの人を迎え入れる街であり、交通の拠点であることから、商業の発展やにぎわいに一層の期待を持たれている街と言えると思います。

北竜台地区の特徴といたしましては、ニュータウンの造成に伴い、居住開始から30年を経て、街そのものに落ち着きが出てきており、今後こういった住民に対して様々な買い物環境等を創出すべき街であろうと考えております。

龍ヶ岡地区の特徴といたしましては、たつのごアリーナ周辺の総合運動公園や龍ヶ崎済生会病院を有するなど、スポーツ健康拠点としての市のスポーツ推進のシンボルであり、また、開発の余地もまだ残っているところなどからも、当市においてこれからの魅力を秘めた街ということができるとかと思えます。

これら、今、申し上げましたように、それぞれの市街地に合った生活や様式、利便性向上に寄与するような商業の充実・発展を考慮していくことが肝心であり、ひいてはそのことが地域に根差し、市民に愛される商業環境が形成できるものと思っているところでございます。

今般のふるさと「龍ヶ崎戦略プラン」におきましては、市全体の将来目指すべき像を確たる軸としながらも、それぞれの地域の現状やニーズを的確に把握し、それらをもとに具体的な対応策の検討を行うものとし、龍ヶ崎駅の北地区における新たな商業拠点の形成なども計画の一つに含めているところでございます。

大野誠一郎

さらに、新たな商業拠点の形成として龍ヶ崎駅北地区を新都市拠点開発エリアと位置づけ、新たな商業拠点形成を目指すということになっております。目指すということは目標にする、あるいは創出するということですから、つくり出すということでございますけれども、このことについてどのような考え方をしているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

竜ヶ崎駅北地区、新都市拠点開発エリアでございますけれども、本エリアは、本市の特性でもあります、先ほど申し上げたとおり、分散する四つの市街地にとって中央に位置するような場所になります。また、主要地方道の土浦竜ヶ崎線、また、竜ヶ崎潮来線、そして、近年開通をしたところの県道佐貫停車場線が交差する地点となっているなど、道路交通網が発達した、高いポテンシャルを有した地区であると認識しております。

そのような環境を有したエリアでありますことから、これまでも民間事業者が注目してきたところであるということは、議員ご承知のとおりだと思います。しかしながら、これまでの本市の総合計画や都市計画マスタープランにおいては、本エリアの土地利用については開発検討エリアとしてあるものの、一歩進んだ明確な位置づけがされていなかったことなど、諸条件が整っていなかったため事業化には至らなかったという経緯があるということを伺っているところでもございます。

現在も、複数の事業者から引き合いがあると伺っております。本エリアが有するポテンシャルを最大限に生かす事業者に期待しているところでございますけれども、人口減少時代でもありますし、反面、競争が激化しているという時代でもございます。そのために、ふるさと龍ヶ崎戦略プランで、本地区の土地利用方針を新都市拠点開発エリアとして明確に、そして、本エリアへの私の想いもあわせましてうたわせていただいたところでもございます。そういう意味でも、本当にこの人口減少時代、競争が激化する中では、今この時期が最後のチャンスではないかとも思っているところでもございます。

そのような中で、本エリアの土地利用を進めていくためには、都市計画法の関連など、様々なハードルを越えなければなりません。今後そうした条件をクリアしていくため、必要な調査や関係機関との協議を進め、土地利用の実現化に向けて、庁内一丸となって努力していく所存でございます。そうした決意も庁内の職員には示したところでもございます。

現在、つくば市に新たな大型商業施設の立地が進められており、周辺市町村や本市商業への影響も少なからずあるのではないかと考えられております。こうした先ほども申し上げましたが、競争が激化する商業環境を通じた都市間競争に対応していくためにも、新たな魅力づけがやはり必要になっている、重要であると思っているところでもございます。

今そうしたチャンスを生かしながら、また、本市中央に位置する本エリアの特性を十分生かし、各市街地の結びつきの強化、さらには、龍ヶ崎市街地の都市機能の充実を含め、将来の発展へと結ぶ新都市拠点形成を実現していきたいと考えております。

大野誠一郎

庁内一丸となって努力する、あるいは最後のチャンスだと思っているというようなことを聞きまして、なおかつ、こういった最上位計画のふるさと龍ヶ崎戦略プランにも記されておりますので、これまでの計画にはのっていない、総合計画にはのっていない、都市計画マスタープランにはのっていないと、そういった形をとっていたが、こういった形でのっているということは、そしてまた、今の市長の話を聞くと、商業拠点を形成すると、創出すると、そんなふうにと受けとめました。

ところが、この地域に関しては大変難しい地域であるということを前々からお話しております。調整地域ということでございますが、この商業拠点の形成の可能性についてお尋ねしたいと思います。

木村茂都市環境部長

新都市拠点開発エリア、このまずは現状についてでございますが、その大半が農地で、区域といたしましては市街化調整区域であり、農業振興地域となっております。

市街化調整区域は、都市計画においては、原則として建物の建築や市街地開発を抑制すべき地域といたしまして位置づけられております。また、農業振興地域に関しましては、当エリアのように農地が一堂となっていて、一定の規模を超える開発の場合には、農地法に基づく許可を要しまして、この手続には国・県との協議が必要となってまいります。そのようなことから、都市計画法並びに農地法の規定等のクリア、そして雨水・汚水の排除計画など、それらが新都市拠点形成に向けた基本的かつ重要な課題と、このようにとらえております。

また、都市計画法に基づく土地利用の手法でございますが、現段階では市街化調整区域における地区計画、これを定めましての土地利用が有効であると、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、県が定める市街化調整区域における地区計画の判断基準に基づきまして、それとの整合性を

図っていくようになりますが、この判断基準を申し上げますと、主なものといましては、市町村の計画等に明確な位置づけがあること、当該開発における道路、交通等の周辺環境の悪化への対策が十分講じられていること、そして、隣接する土地において良好な住環境が形成されていないこと、そして、事業実施が確実なことなどが挙げられます。

これらにつきましては、平成 24 年度予算案に計上しております、土地利用促進調査におきまして、地区計画の判断基準における影響度調査等を実施し、その中で様々な課題等についての解決策等を検討しながら、新都市拠点開発の可能性を高めていきたいと、このように考えております。

大野誠一郎

これから地区計画を策定していくということかと思えます。おおよそ、この開発予定区域の概要を、あるいは開発予定区域をどのようにイメージしているのか、わかる範囲でひとつお願いしたいと思えます。

木村茂都市環境部長

新都市拠点開発エリア、この概要ということでございますが、東西では市役所から主要地方道土浦竜ヶ崎線、そして、南北では関東鉄道竜ヶ崎線から文化会館、図書館、愛宕中学校までの区域で、面積は既存道路等を含めまして約 22 ヘクタールでございます。また、主要地方道竜ヶ崎潮来線を境にいたしますと、その北側が約 14 ヘクタール、南側が約 8 ヘクタールとなっております。

この地区の特徴でございますが、先ほど来申していますように、本市の中央に位置しまして、市役所などの行政施設、学校等の教育文化施設、ショッピングセンターや事業所等をはじめとする商業・業務施設などの都市機能も集積しており、ただいま申し上げました土浦竜ヶ崎線と竜ヶ崎潮来線が交差をし、平成 19 年度には、県道佐貫駅停車場線が開通するなど、龍ヶ崎市街地と佐貫市街地とが直結されているなど、広域的な道路網が整備されてきております。

さらに、南部には交通結節点となる関東鉄道竜ヶ崎駅の駅舎等もございまして、新たな都市拠点形成のポテンシャルを有する地区であると、このように考えているところでございます。

大野誠一郎

次の権利擁護と成年後見制度について質問をしたいと思えます。

成年後見制度については、既に質問がありましたので、そういったところを割愛して、私のお聞きしたいことを質問したいと思えます。

平成 24 年 4 月 1 日から、いわゆる 24 年度から老人福祉法の改正があり、市町村において成年後見人等を確保するために、市町村は後見、補佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を高めるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする、こういったことが新しく老人福祉法 32 条の 2 に新設されたわけでございます。

そしてまた、その中で、研修の実施や後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦と、そういったことがうたわれております。4 月 1 日施行ということになれば、あと 1 カ月もないわけでございますけれども、こういった 32 条に対応するような予算措置があるとはお見受けしませんが、この 32 条の 2 に対応する市の考え方をひとつお尋ねしたいと思えます。

加藤幸生健康福祉部長

老人福祉法第 32 条の 2 は、市町村が後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成や活用を図るために必要な措置を講じるよう、その努力義務を規定したものと認識いたしております。

厚生労働省では、平成 23 年度に市民後見推進事業を創設し、市町村における市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を行っております。

本年度は全国で 37 市区町の取り組みが同事業の支援を受けておりますが、本県内の自治体では、まだ実績がございません。ただ、近いところでは千葉県の松戸市が N P O 法人と連携いたしまして、市民後見人の養成や、さらにはスキルアップの活動等に取り組んでおります。

したがって、そうした事例がございまして、新年度におきましてはそういった事例の研究を深めていきたいと、そのように存じておるところでございます。

大野誠一郎

ただいま部長が答弁したように、平成 23 年度においては全国で 37 市町村が市民後見推進事業を実施しておるわけでございます。当然実施要綱もありまして、国のメニューとして完全に載っているわけですね。そのメニューを 37 市町村が実施したということでございます。聞くところによりますと、平成 22 年に市長が申し立てしたものは 1 件、23 年にも 1 件ということで聞き及んでおります。その中で、やはり申し立てをしてもなかなか後見人を見つけることが難しいと、当然司法書士、それから弁護士、社会福祉士が専門職としての後見人はあるでしょうけれども、そういった方々もなかなかそういった成年後見制度の勉強をしていないと、なかなか対応できないということもございます。

そういった中で、市民後見人として、やはり市町村として育成、あるいは養成をする必要があろうかと思います。今後こういった成年後見制度を活用する、利用することは非常に増大するかと思います。ぜひ市民後見推進事業を考えていただきたいと、こんなふうに思います。

続いて、心の病についてでございます。

現在、平成 10 年に自殺者数は 3 万人を超え、以後 14 年間、3 万人を超えております。むしろ、さらに増大する傾向でございます。

当市では、これまでの自殺予防の取り組み状況、そしてまた、今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

加藤幸生健康福祉部長

ご指摘のように自殺者が後を絶たないというような全国的な状況でございます。このような状況のもと、自殺者の抑制をしようというようなことで、平成 21 年度に政府の基金を茨城県が受けまして、地域自殺対策緊急強化基金、これができてございます。これに基づきまして、平成 22 年度から地域自殺対策緊急強化事業が市町村を実施主体として実施されております。

これまでの当市の取り組み状況、今後の取り組みについて申し上げます。

平成 22 年度におきましては、「こころといのちのゲートキーパー研修会」といたしまして、市民に接する機会の多い窓口職員を主たる対象に自殺予防のゲートキーパー研修を実施しました。ゲートキーパーとは、悩んでおられる人に気づき、声をかけ、話を聞いて必要な支援につなげ、見守る人というような定義がされておるところでございます。この研修では、職員が窓口における対応の中で、こころの病と思われる方にいち早く気づき、関係機関につなげるという趣旨を理解するために実施し、90 名の参加がありました。

また、市民を対象に「こころの健康と地域のネットワークづくり」をテーマに、自殺予防に対する知識を深めるための講演会を行い、参加した 88 名の方にこころの病を患っていると思われるサインの気づき方などを学んでいただいたところでございます。

さらに、3 月の自殺対策緊急強化月間におきましては、茨城県が作成した、自殺に至る背景や自殺願望のある人の気づき方や「いのちの電話」の相談窓口などが掲載されておりますリーフレットを市内全戸配布し、市民に対する啓発を行ったところでございます。

平成 23 年度におきましては、8 月に「思春期のこころの悩み、問題行動について～その理解、気づき、対応など」をテーマに、思春期に起こり得る症状や問題行動の理解・対応の仕方についての講演会を行い、小・中学校の教職員及び保護者の方を中心に 145 名の参加がございました。10 月には、「大切ないのちを“気づき”で守ろう」というテーマで、住民自治組織の代表者を対象にゲートキーパー講座を行い、75 名の参加がございました。

また、本年 3 月には、小・中学校の児童・生徒の家庭に自殺対策啓発用リーフレット「早く気づいて！心の病気」、これを配布することによりまして、児童・生徒がこころの病について関心を持ち、さらには、子どもたちの一番身近におられる保護者の方々が、子どもの異変に気づいて、適切な対応が図られるように配布を実施いたそうと考えておるところでございます。

今後の取り組みであります。平成 24 年度につきましても、市職員に対する研修会や小・中・高等学校の教職員及び保護者の方々や民生委員の方々を対象とした講演会の開催のほか、広報による予防啓発や茨城県が実施しております「いのちの電話」の相談窓口の案内など、自殺予防対策に取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。

大野誠一郎

22 年度からですか、取り組んでいるということでございますが、まだなかなか市民の皆さん方には浸透していないんじゃないかと思います。

自殺対策というものは非常に、いわゆる予防することによって効果が確認されております。私も 10 代からこれまでの周囲の友人や知人、あるいは町内の中で図らずも自殺をしてしまったということの例は 10 数例ございます。やはり早く気づいてあげればよかったということであるかもしれません。また、そういったことを市民挙げて、国民挙げて、この自殺の予防対策を国でも現在行っております。ぜひとも自殺の予防対策を行っていただきたいと思います。

また、NPO 法人ライフリンクという NPO 法人があるわけですが、こういったもののキャラバン隊の活用などもよろしいかと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、龍ヶ崎市議会ホームページに掲載された正式な議事録から引用されたものであり、体裁については調整をしてありますが、質問答弁の内容には手を加えておりません。